

電気事業法に基づく技術基準の解釈の改正要望及び  
民間規格の改定について

平成 16 年 5 月 24 日  
日電規委 16 第 007 号  
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会は、下記のとおり、電気事業法に基づく技術基準の解釈の改正要望を審議し、経済産業省原子力安全・保安院に改正要請を行うことを予定しており、また、民間が自主的に制定し使用している規格の改定の承認を予定しておりますので、お知らせいたします。

ご意見のある方は理由を付して文書でご提出下さい。

1. 件名

- (1) 「電気設備の技術基準の解釈（電技解釈）第 33 条（特別高圧配電用変圧器の施設）」の改正要望について
- (2) 民間自主規格「火力発電所の耐震設計規程」の改定について

2. 案件の趣旨・目的、内容等について

- (1) 「電技解釈第 33 条（特別高圧配電用変圧器の施設）」の改正要望について

- イ. 改正要望を策定した委員会

- (社)日本電気協会の配電専門部会

- ロ. 改正要望の趣旨、目的、内容等

- 昭和 57 年、これまで市街地外の屋外のみ施設制限されていた特別高圧配電用変圧器について、電力需要の増大等に伴い、配電系統に特別高圧を導入するため、特別高圧電線に特別高圧絶縁電線又はケーブルを使用することを前提とした上で、その施設範囲を市街地まで拡大しました。近年では、電力損失の低減を目的に特別高圧配電線のさらなる拡大が期待されており、より一層の設備の簡素化が望まれています。

- 電技解釈第 33 条（特別高圧配電用変圧器の施設）の第 1 項第三号において、「変圧器の 2 次電圧が高圧の場合は、高圧側に開閉器を施設する」旨が規定されていますが、この開閉器のあり方を検討したところ、「開閉器を施設しなくても保安面で問題がなく、また、開閉器の施設は電技解釈で規定する内容として必要な内容ではない」という結論に至りました。そのため、開閉器の施設は不要と判断し、電技解釈第 33 条第 1 項第三号の削除を経済産業省 原子力安全・保安院に要請しようとするものです。

- (2) 民間自主規格「火力発電所の耐震設計規程」の改定

イ．改定案を策定した委員会名

(社)日本電気協会の火力専門部会

ロ．改定案の趣旨、目的、内容等

火力発電所は、多種多様な設備で構成されておりますが、その内火力発電所の耐震設計等に関する考え方について、(社)日本電気協会の電気技術規程「火力発電所の耐震設計規程」(JEAC 3605)としてとりまとめたものを、平成12年3月に当委員会の規格(JESC T0001(1999))として承認しました。

今回は、火力発電所の耐震設計に関連する法令・規格等に、レベル1、2地震動による性能評価が導入されてきていることから、整合を図る目的で改定を行うものです。

3．電技解釈の改正要請予定日及び民間自主規格制定予定日

平成16年6月末又はそれ以降

4．問い合わせ先・関連資料入手先・意見提出先

日本電気技術規格委員会 事務局((社)日本電気協会内)

電話：03-3216-0553 内線252

FAX：03-3214-6005

所在地：〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル北館4階

5．意見提出期限

平成16年6月25日(金)

なお、提出いただいたご意見等は、氏名を伏せて公表する場合がありますので、ご了承下さい。

備考：日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格策定機関として平成9年に設立された委員会で、上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。

上記案件が日本電気技術規格委員会において承認された場合には、1.(1)については原子力安全・保安院に対して電技解釈の改正の要望を行う予定です。

また、1.(2)の規格は、電気事業法に係る発電用火力設備の保安確保に寄与する民間自主規格として関係者に広く利用してもらうことを目的に、制定された規格ですが、今般日本電気技術規格委員会の規格として改定の承認をしようとするものです。